ソウルドアウト株式会社

定　　款

定款認証:平成 21 年 12 月 10 日
会社成立:平成 21 年 12 月 16 日
変更:平成 27 年 3 月 23 日
変更:平成 28 年 1 月 21 日
変更:平成 28 年 3 月 30 日
変更:平成 29 年 3 月 27 日
変更:平成 29 年 4 月 27 日
変更:平成 30 年 3 月 28 日
変更:平成 31 年 3 月 26 日
変更:令和 2 年 11 月 16 日
変更:令和 3 年 3 月 23 日

第1章　総　則

第1条（商　号）

当会社は、ソウルドアウト株式会社と称し、英文では、SoldOut, Inc.と表示する。

第2条（目　的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1)　広告、宣伝に関する企画並びに制作

(2)　広告代理業

(3)　マーケティングリサーチ

(4)　情報収集、分析及び提供業務

(5)　コンピュータソフトウェアのプログラム開発業務

(6)　通信販売業

(7)　出版業

(8)　印刷業

(9)　経営コンサルタント業

(10)　不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業

(11)　損害保険の代理業及び募集に関する業務

(12)　生命保険の募集に関する業務

(13)　貸金業

(14)　旅行業代理店業

(15)　一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業

(16)　有価証券の取得及び保有

(17)　投資事業組合財産及び投資事業有限責任組合財産の運営管理業務

(18)　融資、保証及び債権買取等の信用供与並びにこれらの斡旋

(19)　投資顧問業

(20)　投融資業務の経理事務及び審査業務の受託

(21)　クラウドファンディングに関する業務

(22)　古物品の販売及び修理

(23)　電気通信事業

(24)　教育研修事業

(25)　有料職業紹介業務

(26)　多種商品に関する販売代理及び仲立業

(27)　前各号に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都文京区に置く。

第4条（機　関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1)　取締役会

(2)　監査役

(3)　監査役会

(4)　会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株　式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、35,520,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)　会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2)　会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 （株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第11条 （株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第12条 （招 集）

当会社の定時株主総会は、事業年度末から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条 （定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第14条 （招集権者及び議長）

1. 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条 （決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分

の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第17条 （議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章　取締役及び取締役会

第18条 （取締役の員数）

当会社の取締役は、10 名以内とする。

第19条 （取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条 （取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第21条 （代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条 （取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条 （取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第24条 （取締役会の決議要件）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第25条 （取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条 （取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条 （取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第28条 （取締役との間の責任限定契約）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章　監査役及び監査役会

第29条 （監査役の員数）

当会社の監査役は、5 名以内とする。

第30条 （監査役の選任方法）

1. 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条 （監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条 （常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第33条 （監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第34条 （監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第35条 （監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第36条 （監査役との間の責任限定契約）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章　計　算

第37条 （事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

第 38 条 （剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

第39条 （剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第40条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第41条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。